

介護老人保健施設 愛

訪問リハビリテーション

(介護予防訪問リハビリテーション) のしおり

介護老人保健施設 愛は、居宅で暮らす要介護者について、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復および生活機能の維持または向上を目指します。

【 施設の名称等 】

- ★ 法人名 社会福祉法人 枚方療育園
- ★ 施設名 介護老人保健施設 愛
- ★ 開設年月日 令和 3年 9月 1日
- ★ 所在地 兵庫県三田市東本庄1188番地
- ★ 電話番号 079-568-5327 (直通)
079-568-7001 (代表)
- ★ FAX 番号 079-568-5328 (FAX)
- ★ 管理者 医師 谷崎 かなび
- ★ 営業日 月曜日～金曜日営業
土曜・日曜・祝日・12/30～1/3 は休業

- ★ 営業時間 午前 9 時～午後 5 時まで営業
- ★ 利用定員 適当数（10 名程度）
- ★ 通常の送迎実施地域 三田市および丹波篠山市
- ★ インターネットアドレス <http://www.hirakataryoiku-med.or.jp/sanda/ai/index.html>

【 利用対象者 】

- ★ 介護保険要介護（要支援）認定において要介護又は要支援と認定された方
 - ・要介護認定の場合：訪問リハビリテーションの利用となります。
 - ・要支援認定の場合：介護予防訪問リハビリテーションの利用となります。
- ★ ご利用いただける方は、病状が安定期にあり、医学的管理のもと訪問による介護、機能訓練等が必要であると主治医が認め、介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護（要支援）」と認定された方です。
- ★ 利用開始前に、かかりつけ医の先生に診療情報提供書の作成の依頼をお願いします。
また、当施設担当医の診察のうえ、ご利用開始となります。

【 介護予防訪問リハビリテーションの利用回数について 】

- ★ 1 回 20 分×2 セット 1 週に 6 回を限度に提供します。

【 ご利用の手続き 】

- ① ご相談、ご見学時又はご自宅にてご利用に関する相談及び聞き取りを行います。

↓

② 当施設所定の利用希望申込書及びかかりつけの医師による診療情報提供書を提出して
申込いただきます。

③ 重要事項説明書による説明・同意。契約の締結。

↓

④ 担当のケアマネージャー（居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業者〕)にサービス利用の申し入れをしてください。その後、当施設と担当のケアマネージャー及びご契約者で連絡調整を行い、ご契約者のサービス内容を決定します。

↓

⑤ ご利用開始

【 プログラム 】

在宅環境や生活範囲に赴き、可能な限り残された能力を引き出し、実践的な指導や訓練を行います。訪問リハビリテーションでは実生活を送る場で専門的な知見から助言や効果的な訓練を受けることができます。訪問リハビリテーション内容は、本人の希望等に基づき医師の指示やリハビリテーション計画に沿って行います。

【 利用中の注意事項 】

- ・リハビリが行いやすい服装をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱 37.5℃以上ある場合や、風邪症状等

ある場合にはご利用をお控え願います。

- ・身体に異常を感じられたときは、必ずお申し出下さい。

【 キャンセルの場合 】

- ・原則として前日の午後17：00までに当施設にご連絡下さい。
- ・万が一、当日になる場合は、午前9：00までにご連絡下さい。

〔 連絡先：079-568-5327 〕

【 緊急時の対応 】

病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当をおこなうとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

【 利用料金のお支払方法について 】

料金・費用は、1か月毎に計算し、毎月10日までに前月分の請求書及び明細書を発行します。支払方法は下記の内容で自動引落としとなりますので預金口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ当施設にご提出ください。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

また、領収書の再発行はいたしかねますので大切に保管してください。

- ・ 収納代行会社は明治安田収納ビジネスサービス株式会社（MBS）です。
- ・ 別紙「預金口座振替依頼書」をご記入、ご捺印のうえ、ご提出下さい。
- ・ 口座振替日は翌月 27 日となります。（土曜日・日曜日・祝日の場合は変更となります。）
- ・ 指定口座の通帳には MBS. ロウケンアイ と印字されます。
- ・ 手数料は無料です。（当施設が負担します。）
- ・ 口座振替でのお支払いが困難である場合は当施設にご相談下さい。

料金表 訪問リハビリテーション（要介護1～5の場合）

1 介護保険の給付の対象となるサービス

自己負担額につきましては、市町村より交付される「介護保険負担割合証」に明記された負担割合に応じてお支払いいただきます。

1割負担 (2割負担) **【3割負担】**

(1) 訪問リハビリテーション費

サービスの基本料金となります。

3 2 4 円／回（6 4 8 円／回）**【9 7 2 円／回】**

(2) 主な加算項目

☆ リハビリテーションマネジメント加算

(B) イ 475円/月(950円/月)【1,425円/月】

①リハビリテーション計画について、医師が利用者またはその家族に説明を行い、同意を得ること。

②リハビリテーションの内容や目標を、リハビリテーション事業所職員、その他関係者と共有するためのリハビリテーション会議を行い、内容の記録を行うこと。

(医師への共有はテレビ電話でも可)

③3か月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、計画を適宜見直すこと。

④理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、ケアマネージャーに対して、リハビリテーションの観点から有する能力、自立のための支援方法、日常生活の留意点等の情報を提供すること。

⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、利用者の自宅等を訪問し、利用者が利用する他の介護サービスの職員または家族に対して、リハビリテーションの観点から日常生活の留意点、介護のアドバイス等を行うこと。

⑥医師から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対して、リハビリテーションの目的とリハビリテーション実施に伴う指示があること(開始前・リハビリテーション中の注意点、リハビリテーション中止の基準、ご利用者にかかる負荷)

⑦以上に関し、記録を残すこと

(B) ロ 510円/月(1,020円/月)【1,530円/月】

①(B)イの要件に適合し、利用者毎の訪問リハビリテーション計画書等の内容等の

情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他
リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

☆ サービス提供体制強化加算

(I) 勤続7年以上の者が1人以上であった場合、7円/回(14円/回)【21円/回】

が加算されます。

(II) 勤続3年以上の者が1人以上であった場合、4円/回(8円/回)【12円/回】

が加算されます。

注) 実際の利用料金の計算時には、1円の誤差が生じる場合があります。

注) 上記金額は5級地(三田市)の地域区分単価をもとに、所定単位数に10.55を乗じた金額で計算しています。

2 介護保険の給付対象とならないサービス

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。

料金表 介護予防訪問リハビリテーション(要支援1・要支援2の場合)

1 介護保険の給付の対象となるサービス

自己負担額につきましては、市町村より交付される「介護保険負担割合証」に明記された負担割合に応じてお支払いいただきます。

1割負担 (2割負担) **【3割負担】**

(1) 介護予防訪問リハビリテーション費

サービスの基本料金となります。

324円/回 (648円/回) **【972円/回】**

(2) 主な加算項目

☆ サービス提供体制強化加算

(I) 勤続7年以上の者が1人以上であった場合、7円/回 (14円/回) **【21円/回】**

が加算されます。

(II) 勤続3年以上の者が1人以上であった場合、4円/回 (8円/回) **【12円/回】**

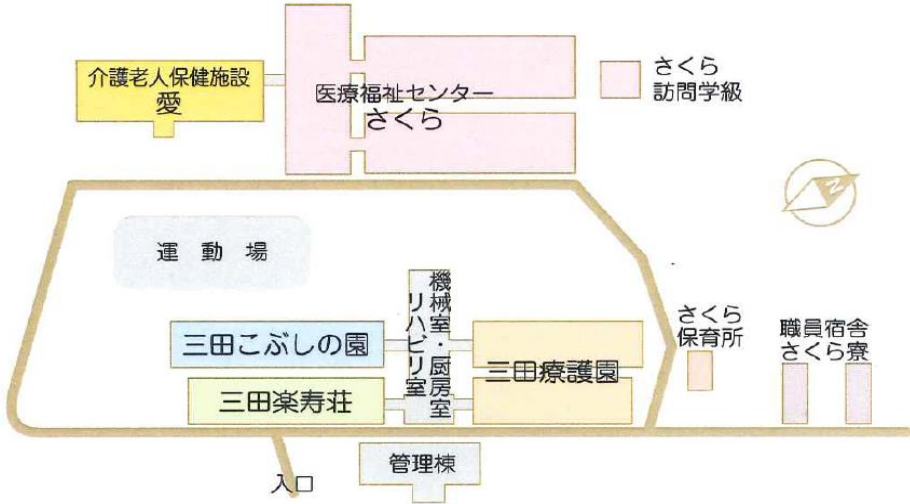
が加算されます。

注) 実際の利用料金の計算時には、1円の誤差が生じる場合があります。

注) 上記金額は5級地（三田市）の地域区分単価をもとに、所定単位数に10.55を乗じた金額で計算しています。

2 介護保険の給付対象とならないサービス

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。



社会福祉法人 枚方療育園 **北摂三田福祉の里** 〒669-1357 兵庫県三田市東本庄1188番地

◆障害者支援施設	三田療護園	◆障害者支援施設	三田こぶしの園
◆特別養護老人ホーム	三田楽寿荘	◆医療福祉センター	さくら
◆居宅介護支援事業所	三田楽寿荘	◆介護老人保健施設	愛

お問い合わせ・ご相談は 介護老人保健施設 愛 TEL. (079) 568-5327